

合併公告

平成 28 年 2 月 10 日

株主及び債権者各位

東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号
ミサワホーム株式会社
代表取締役 竹中 宣雄

当社（以下「甲」といいます。）及びミサワホーム東海株式会社（本店：名古屋市中区新栄二丁目 19 番 6 号、以下「丙」といいます。）は合併して甲は丙の権利義務全部を承継して存続し丙は解散することにいたしましたので下記のとおり公告いたします。

なお、ミサワホームイング近畿株式会社（本店：大阪市西区土佐堀一丁目 6 番 20 号、以下「乙」といいます。）及び丙は吸収分割して乙は丙のリフォーム事業に関する権利義務を承継し丙はそれを承継させることとし、この会社分割の効力発生を条件として前述の合併は効力を生じるものといたします。

効力発生日は会社分割及び合併のいずれについても平成 28 年 4 月 1 日であり、甲及び乙は会社法第 796 条第 2 項に基づき、丙は合併につき同第 784 条第 1 項、会社分割につき同第 784 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割及び合併を決定しております。

記

1. 会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出下さい。
2. この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にその旨をお申し出下さい。
3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 - (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
 - (乙) <http://www.misawahomeing-kinki.jp>
 - (丙) <http://tokai.misawa.co.jp/ir/account/index.html>

以 上